

# 博士後期課程学位申請について

## 1. 学位申請資格

- ①博士後期課程に3年以上在学し、「研究指導」を含む所定の授業科目を12単位以上修得した者または修得見込みの者。(大学院規則第15条)
- ②1年次及び2年次に年次研究報告書を提出していること。(2月中旬)
- ③各領域で定められた研究成果の発表をプレ発表審査までに行っていること。..... 2項参照
- ④学位申請論文等のプレ発表審査に合格していること。(3年次7月下旬) ..... 5項参照
- ⑤学位申請論文の予備審査に合格していること。(3年次9月~10月) ..... 6項参照
- ⑥所定の学費が完納されていること。..... 大学院規則第32条(4)

## 2. 研究成果の発表(プレ発表審査申請条件)について

プレ発表審査までに、各領域で定められた以下について完了していること。  
詳細は、別途周知する。

《声楽・器楽・創作研究領域》

- ・研究コンサートまたは作品発表会..... 3項参照
- ・研究テーマに関する1編以上の論文等発表(本学『大学院研究年報』に掲載された研究ノートを含む) ..... 4項参照《音楽学・音楽教育学研究領域》
- ・査読制度のある学術誌等に研究テーマに関する2編以上の論文発表..... 4項参照

## 3. 研究コンサート・作品発表会について《声楽・器楽・創作研究領域対象》

- ①原則として、1年次及び2年次の3月中旬に本学講堂小ホール等で行う。
- ②演奏曲目は、演奏系の研究指導担当教員の指導を受け、2月中旬までに所定の書式で教務課に提出する。
- ③曲目の解説は2,000字以内で執筆し、期日までに原稿を教務課に提出する。
- ④留学中の対応について  
留学先において同等の演奏会を開催した場合は、これに替えることができる。

研究領域	内容	会場
声 楽	研究コンサート ・30分~60分程度の公開演奏	講堂小ホール
器 楽	研究コンサート ・45分~60分程度の公開演奏	講堂小ホール
創 作	作品発表会 ・30分~60分程度あるいはそれに相当する公开发表	講堂小ホール又は6号館スタジオ

## 4. プレ発表審査申請条件としての論文発表について

- ①掲載論文の抜刷を提出する。(PDFデータを提出すること。)
  - ②印刷中もしくは掲載予定について、当該論文掲載誌の編集部の証明があるものも認められる。(「掲載予定証明書」及び提出時点での最新稿のPDFデータを提出すること。)
  - ③本学大学院発行の『大学院研究年報』も査読付き学術誌とみなす。
  - ④外国語による論文及び海外の出版物への掲載も含む。
  - ⑤原則、共著による論文は含まないが、下記の条件において、共著も可とする。
    - ・学位申請者が筆頭著者であること
    - ・複数の執筆者の論文における役割分担の説明、さらに学位申請者がその研究における主たる研究者であることを説明した文書が添えられていること
    - ・学位申請することについての同意書に共著者の自署または押印がなされていること
- 注) ・論文の投稿等については、論文系の研究指導教員の指導を受けること。
- ・学位申請論文に関連した内容であること。
  - ・学会等での口頭発表は該当しない。
  - ・『大学院研究年報』への投稿希望者は、期日(6月下旬)までにテーマを教学企画室に申し出

ること。

- ・学位申請年度は以下の点に注意し、投稿の是非についてよく検討すること。
  - ①投稿論文の査読後の修正時期が学位申請論文の提出後の場合には、投稿論文で必要になった修正を博士学位申請論文に反映することができない。
  - ②博士論文の修正期間（学位取得後3ヶ月以内）に施す修正は、校正の範囲に止めることが大学院の方針であるため、この期間に内容の本質に関わるような大幅な加筆・修正を行うことは認められない。
  - ③以上の結果、投稿論文と博士論文の該当箇所に齟齬が生じる可能性がある。
- ・論文発表等と博士論文との関係性については附則を参照のこと。

## 5. 学位申請論文等プレ発表審査について

3年次の7月下旬に学位申請論文プレ発表審査（全研究領域対象）、及び創作研究領域においては作品のプレ発表審査を行う。

プレ発表審査の申請条件は2項参照。

作品プレ発表審査《創作研究領域対象》

- ①論文プレ発表審査の時期に作品に関する口頭発表（質疑応答を含む）を行う。
- ②審査は内部審査で行い、可否で結果を出す。詳細は、別途周知する。

## 6. 予備審査について

プレ発表審査に合格した者で博士の学位申請論文を提出しようとする者は、提出を希望する年度の9月上旬に、所定の学位予備審査申請書等の書類を予備審査論文と共に提出すること。大学院委員会において予備審査に合格した者のみ、学位申請論文等本審査に進むことができる。

詳細は、別途周知する。

## 7. 本審査について

予備審査に合格した者で博士の学位申請論文を提出しようとする者は、提出を希望する年度の12月初旬に、所定の学位申請書等の書類を学位申請論文と共に提出すること。審査は原則2月中に行う。

- ①修了リサイタル・修了作品発表会《声楽・器楽・創作研究領域対象》  
本学講堂小ホール等で公開で行う。終了後、同日中に最終試験を行う。
- ②最終試験《全研究領域》  
最終試験は公開で行う。提出された論文内容、修了リサイタル・修了作品発表会、その他の関連事項について、口頭で審査を行う。

## 8. 博士後期課程学位申請論文等審査判定基準

- ・学位申請論文プレ発表審査判定基準
  - ①研究テーマの設定及び研究内容が妥当であるか。声楽・器楽・創作研究領域の学位申請論文にあつては、学位審査に関わる演奏・創作と学位申請論文のテーマが関連づいていること。
  - ②プレ発表において、論文の全体が適切に示されたか。
  - ③博士学位論文の執筆状況が全体の70%に達しており、同年9月の予備審査のための論文の提出が可能であるか。
- ・作品プレ発表審査判定基準《創作研究領域対象》
  - ①作品における研究テーマが明確であるか。
  - ②論文と作品の関連性について適切に示されたか。
  - ③本審査に提出する作品の見通しと計画が具体的で実現可能であるか。
- ・予備審査判定基準
  - ①プレ発表審査で指摘された課題等に適切に対処しているか。
  - ②独自性、論理的な記述、明確な結論の提示など、博士学位論文に求められる要件を満たしているか。
  - ③博士学位論文の執筆状態が全体の90%に達しており、本審査のための論文の提出が可能であるか。
- ・学位申請論文等審査判定基準

演奏審査、論文審査、総合審査において、各領域に応じて、次の要件を満たしているかを判定する。

- ①自律して演奏会を企画し、説得力ある演奏を行うことができる高度な演奏能力
- ②研究を基礎にした自己の創作理念・理論による創作能力
- ③自己の演奏や創作を進展できる研究能力
- ④音楽学ならびに音楽教育学の分野において独創的な研究ができる能力
- ⑤高等教育機関において教授活動できる能力

・判定方法

《声楽・器楽・創作研究領域》

審査委員会は、研究科で定める学位申請論文等審査基準に則り、学位論文の審査を行う。また、修了リサイタル・修了作品発表会を公開で行い、終了後、原則として同日中に最終試験を行う。最終試験は公開とし、提出された論文内容、修了リサイタル・修了作品発表会、その他の関連事項について、口頭で行う。

《音楽学・音楽教育学研究領域》

審査委員会は、研究科で定める学位申請論文等審査基準に則り、学位論文の審査を行う。最終試験は公開とし、提出された論文内容、その他の関連事項について、口頭で行う。

## 9. 学位の種類について

博士の学位には、「甲」と「乙」がある。本学では大学院博士後期課程修了時に学位審査に合格した者には「甲」の学位を授与する。単位取得満期退学後に学位を申請する場合は「国立音楽大学博士論文等審査（論文博士）規則」に基づき審査され、合格者には「乙」の学位が授与される。

## 10. 審査体制

審査委員会は、提出された学位論文等の内容に応じた研究分野担当の教員および関連分野担当の教員のうちから、大学院委員会において選出された3名以上の審査員をもって組織する。

学位の授与に係る学位論文等の審査にあたっては、他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

審査委員会は、学位論文等の審査のほか試験を行うものとする。

### 【附則】論文発表等と博士論文との関係性について

- ・既発表論文を博士論文の一部として所収することは、二重投稿には当たらない。博士論文には総説的な側面も求められるため、むしろより望ましい工程と言える。
- ・博士論文と投稿論文等との関係性については、下図に示すケースを許容する。

『大学院研究年報』を含む学術誌等への投稿、受理（※1、2）	○
博士学位申請論文を作成、受理	↓ ○
博士論文のリポジトリ公開（※3）	↓ ○
博士論文の一部を『大学院研究年報』を含む学術誌等に投稿（※4）	↓ ○

※1 学会、プレプリント\*、もしくはプロシーディング\*\*での発表後、学術誌等に投稿された論文が博士論文の一部になることも許容する。ただし、それを許容する学術誌等のみとし、その確認は各人で行い、論文指導教員の承認を得ること。

\* プレプリント：学術誌から査読を受けていない状態で、プレプリント・サーバーにて公開される論文原稿。

\*\* プロシーディング：学会等で行った研究発表の要旨や論文が、記録や報告の目的で後日、冊子や報告書として刊行されたもの。

※2 声楽・器楽・創作研究領域の場合、査読制度がない出版物、および『大学院研究年報』の研究ノートへの投稿も可。

※3 著作権、個人情報、肖像権、特許・実用新案の申請予定等の理由により、リポジトリに全文公開しない場合もある。なお、その場合も博士論文は既発表論文とみなされる。

※4 博士論文の一部を論文投稿することの可否を含め、投稿先の規程に従うこと。